

様式第1号

埼玉県道路公社一般競争入札（事後審査型）公告

総A除) 三郷流山橋有料道路（仮称）三郷流山橋上部工について、下記のとおり一般競争入札を行うので、埼玉県道路公社会計規程第90条の規定に基づき公告する。なお、本公告に記載のない事項については、埼玉県土地開発公社・埼玉県道路公社一般競争入札（事後審査型）要綱の規定によるものとする。

令和2年2月20日

埼玉県道路公社理事長 大島利彦

記

1 入札対象工事				
(1) 工事名	総A除) 三郷流山橋有料道路（仮称）三郷流山橋上部工			
(2) 工事場所	主要地方道越谷流山線／三郷市田中新田 地内外			
(3) 工事期間	契約確定の日から令和4年9月30日まで			
(4) 設計金額	入札執行後に公表する。			
(5) 工事概要	<p>ア 目的 三郷流山橋有料道路（仮称）三郷流山橋上部工製作架設工事</p> <p>イ 規模及び構造 7径間連続鋼細幅箱桁橋（橋長445m、幅員12m）</p> <p>ウ 工事内容 工場製作工 1,580t 鋼橋架設工 1式、床版工 1式、橋梁付属物工 1式、 鋼橋足場等設置工 1式</p>			
(6) 業種名及び工事分類名	業種名	鋼構造物工事業	工事分類名	鋼橋梁工事
2 落札者の決定方法	<p>埼玉県土地開発公社・埼玉県道路公社一般競争入札（事後審査型）要綱に基づき、以下のとおり落札者を決定する。</p> <p>(1) 総合評価方式により落札候補者を決定する。</p> <p>(2) 総合評価方式については次のとおりである。総合評価方式の実施については、「埼玉県道路公社総合評価方式活用ガイドライン」、「埼玉県道路公社建設工事低入札価格調査制度実施要領」（以下「低入札要領」という。）及び「総合評価方式に係る入札説明書」による。</p> <p>ア 方式 技術提案型Aタイプ</p> <p>イ 評価値の算出方法 除算方式</p> <p>(3) 落札候補者について、入札参加資格を満たしているか否かの審査を行う。ただし、当該落札候補者の入札参加資格の有無を決定する前から、必要に応じて当該落札候補者以外の者に対して入札参加資格審査に必要な資料の提出を依頼することがある。</p> <p>(4) 落札候補者について審査の結果、入札参加資格を満たすことが確認されたら、落札者として決定する。</p>			
3 入札手続きの方法	埼玉県土地開発公社・埼玉県道路公社一般競争入札（事後審査型）要綱の規定による。			
4 設計図書等	設計図書及び仕様書等（以下「設計図書等」という。）は、以下により提供する。			

	<p>(1) 埼玉県道路公社ホームページ (<a href="http://www.tollroad-saitama.or.jp/">http://www.tollroad-saitama.or.jp/</a>) の入札情報に掲載。</p> <p>(2) 埼玉県道路公社本社における閲覧 閲覧期間は、令和2年2月20日(木)から令和2年3月10日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までの間を除く。)</p>
5 競争参加資格確認申請書の提出	<p>入札参加を希望する者は、以下により競争参加資格確認申請書(様式第11号)を埼玉県道路公社本社に提出すること。</p> <p>(1) 公社に持参する場合 提出期間は、令和2年2月20日(木)から令和2年3月10日(火)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までの間を除く。)</p> <p>(2) 郵送の場合 受付期間の令和2年2月20日(木)から令和2年3月10日(火)午後4時までに到着するよう送付し、到着確認を必ず行うこと。 ※郵送事故等による未到着には対応しかねますのでご了承ください。</p>
6 設計図書等に関する質問	<p>設計図書等に関して質問がある場合は、以下により質問書(参考様式第3号)を埼玉県道路公社本社企画担当に提出すること。 質問書の題名、説明要求内容には、特定の企業名や個人名を記入しないこと。</p> <p>(1) 公社に持参する場合 提出期間は、令和2年2月20日(木)から令和2年3月5日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までの間を除く。)</p> <p>(2) 郵送の場合 受付期間の令和2年2月20日(木)から令和2年3月5日(木)午後4時までに到着するよう送付し、到着確認を必ず行うこと。 ※郵送事故等による未到着には対応しかねますのでご了承ください。</p>
7 質問に対する回答	<p>令和2年3月9日(月)</p> <p>質問に対する回答は、上記に示す日までに道路公社ホームページの入札情報に掲載する。 入札参加者は、質問書の提出の有無にかかわらず、質問に対する回答の全ての内容を必ず確認した上で、入札に参加すること。なお、質問に対する回答の全ての内容は、すべての入札参加者に適用する。 また、入札参加者から質問がない場合でも道路公社ホームページの入札情報において発注者から入札参加者へお知らせを掲示することがある。</p>
8 入札執行の日時等	<p>(1) 入札日時 令和2年3月25日(水) 午前10時00分</p> <p>(2) 入札場所 埼玉県道路公社 本社</p>
9 入札に参加できる者の形態	<p>単体企業又は2者若しくは3者による特定建設工事共同企業体(以下「特定企業体」という。)とする。単体企業の場合にあつては他の特定企業体の構成員となっていないこと。特定企業体における運営形態及び代表者の選定については、埼玉県共同企業体取扱要綱によること。ただし、以下の形態をとることはできない。</p> <p>(1) 本件入札において、複数の特定企業体の構成員となること</p> <p>(2) 経常建設共同企業体が、特定企業体の構成員になること</p>
10 入札に参加する者に必要な資格	
(1) 建設業の許可	<p>鋼構造物工事業</p> <p>単体企業又は特定企業体の各構成員は、建設業法(昭和24年法律第100号)</p>

	第3条の規定による、上に示す建設業の許可を受けている者であること。			
(2) 資格者名簿への登載	単体企業又は特定企業体の各構成員は、平成31・32年度埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿（建設工事）（以下「資格者名簿」という。）に、上記「（1）建設業の許可」に示す業種で登載された者であること。ただし、競争入札参加資格審査結果通知書において資格の有効期間の始期が公告日以前である者に限る。なお、下欄「その他の参加資格」ウただし書きに該当する者にあつては、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けていること。			
(3) 工事成績	業種	鋼構造物工事業	点数	65点以上
	単体企業又は特定企業体の各構成員は、平成26年度から平成30年度に完成した埼玉県発注工事のうち、上に示す業種のすべての工事成績点数が、上に示す点数以上の者であること。ただし、受注実績がない等の理由により工事成績点数のない者についてはこの限りではない。			
(4) 所在地	単体企業又は特定企業体の代表構成員		—	
	資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」の所在地は問わない。			
	特定建設企業体の代表構成員以外の構成員（以下「その他構成員」という。）		—	
	資格者名簿に登載された「本店又は主たる営業所」の所在地は問わない。			
(5) 格付等	業種	鋼構造物工事業		
	格付等	単体企業又は特定企業体の代表構成員		
		A級かつ鋼橋梁製作のための自社工場を有すること。		
		その他構成員		
		A級		
(6) 施工実績	単体企業又は特定企業体の代表構成員	国（各高速道路法人を含む）又は地方公共団体（公社含む）との請負契約		
		連続桁を有する鋼道路橋（B活荷重）の上部工製作架設工事（送り出し架設に限る。） 契約の締結日にかかわらず、平成16年4月1日以降公告日までの間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む）又は地方公共団体（地方公共団体が出資する指定出資法人を含む。）との請負契約により、上に示す工事を完成させた実績を有すること。 なお、特定建設工事共同企業体（以下「特定企業体」という。）による請負の施工実績については、代表構成員であるときのものに限る。		
	その他構成員	国（各高速道路法人を含む）又は地方公共団体（公社含む）との請負契約		
		鋼道路橋（B活荷重）の上部工製作架設工事 契約の締結日にかかわらず、平成16年4月1日以降公告日までの間に、国又は地方公共団体との請負契約により、上に示す工事を完成させた実績を有すること。		
(7) 配置予定の技術者	資格	建設業法に規定された資格		
	経験	単体企業又は特定企業体の代表構成員	本件入札の公告日までに、連続桁を有する鋼道路橋（B活荷重）の上部工架設工事において、全工期（準備期間、後片付け期間及び機器等の工場製作のみが行われている期間を除く。）にわたり現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事した経験。なお、専任の監理技術者とは別に工場製作を管理する監理技	

		術者等を配置する場合は、工場製作等を管理する監理技術者等の経験は問わない。
	その他構成員	経験は問わない。
	<p>ア 入札に参加しようとする者は、建設業法に規定された資格を有する者を、本工事の主任技術者又は監理技術者として配置すること。</p> <p>イ 専任の配置予定技術者は、当該者が在籍する建設業者と、「5 競争参加資格確認申請書の提出」に記載した確認申請書の提出期限日の3月以前から恒常的な雇用関係にあること。また、専任の配置予定技術者は、営業所の専任技術者と兼務することはできない。</p> <p>ウ 配置予定技術者が特定できないときは、複数の候補者を一般競争入札参加資格等確認資料に記載すること。</p> <p>エ 落札者決定後、CORINS等により配置予定技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。</p> <p>オ 本工事は「埼玉県建設工事における技術者の専任に係る取扱い要領」の対象とする。</p> <p>カ 低入札価格調査を経て契約する場合に配置する技術者の取扱いについては、低入札要領の規定に基づき、以下のとおりとする。</p> <p>(ア) 上記ア及びオに係わらず、専任でなければならない。</p> <p>(イ) 現場代理人との兼務を認めない。</p> <p>(ウ) 主任技術者又は監理技術者とは別に同等の資格を有する技術者（以下「追加技術者」という。）1名を専任で配置すること。</p> <p>(エ) 追加技術者は、現場代理人との兼務を認めない。</p> <p>キ 本工事の配置予定技術者が、他の工事に現場代理人、主任技術者又は監理技術者として従事中又は従事予定で、本工事の予定工期と重複する場合は、当該者を確認資料に記載することはできない。ただし、重複する期間が、「他工事の完成検査終了後の後片付け期間と本工事の準備期間である場合」、又は「本工事の機器等の工場製作のみが行われている期間、若しくは他工事が全面的に一時中止している期間で、確実に本工事に配置可能な場合」を除く。</p>	
(8) 現場代理人	<p>ア 本工事は「現場代理人及び現場責任者に関する常駐規定の緩和について」のうち、「兼務を認める工事」の対象としない。</p> <p>イ 現場代理人は、次の期間、現場での常駐を要しないとすることができる。ただし、具体的期間は契約締結後に発注者と受注者が協議し発注者から指示する。</p> <p>(ア) 工事（現場における準備行為を含む。）に着手するまでの期間</p> <p>(イ) 工場製作を含む工事で工場製作のみの期間で現場作業が未着手の期間</p>	
(9) その他の参加資格	<p>ア 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。</p> <p>イ 埼玉県財務規則（昭和39年埼玉県規則第18号）第91条の規定により埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。</p> <p>ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者はこの限りではない。</p> <p>エ 鋼構造物工事について、開札日から1年7月前の日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項の規定による経営事項審査を受けていること。ただし、本件入札に係る請負額が5百万円（建築一式工事にあつては1千5百万円）未満の場合はこの限りでない。また、経営事項審査の審査基準日は開札日に直近のものとし、上記ウただし書きに該当する者にあつては、手続開始決定日以降のものであること。</p>	

	<p>オ 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（「資本関係又は人的関係がある者（「同族企業」という。）同士の同一入札への参加を制限する運用基準」参照。）。</p> <p>カ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。</p> <p>キ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。</p> <p>ク 入札公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に、事業主として加入している者であること。</p> <p>ただし、上記保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者は、この限りでない。</p> <p>なお、建設工事共同企業体にあつては、すべての構成員について上記要件を満たすこと。</p> <p>ケ 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと（「設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者の入札への参加を制限する運用基準」参照。）。</p> <p>〈本工事に係る設計業務等の受託者〉  商号又は名称 株式会社近代設計 埼玉営業所  所在地 さいたま市浦和区岸町四丁目26番15号</p> <p>コ 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、国（公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（平成13年政令第34号）第1条に規定する法人を含む。）、都道府県又は埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上を受けていない者であること。</p>
11 低入札要領の規定に基づく調査基準価格	<p>設定する。調査基準価格未満の入札があった場合には、調査の上、当該入札を行った者を落札候補者とするか否かを決定する。また、調査後に契約を締結した場合は、下請負業者等との関係において適正な契約とその履行が行われているか追跡調査を行うものとする。</p>
11-2 低入札要領の規定に基づく失格基準価格	<p>設定する。失格基準価格を下回る入札を行った者は、落札候補者とししない。</p>
11-3 低入札要領の規定に基づく数値的判断基準	<p>設定する。数値的判断基準のいずれかを下回る入札を行った者は、落札候補者とししない。</p>
12 入札保証金	<p>納付する。本工事は、入札ポンド制度を導入する工事であり、入札保証金の取扱いは次のとおりとし、財務規則第93条第2項第3号及び第4号に掲げる履行実績による入札保証金の免除は行わない。</p> <p>(1) 入札に参加しようとする者は、入札金額の100分の110に相当する金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）の100分の5以上（1円未満の端数があるときは、その端数を切り上げるものとする。）の入札保証金を納付しなければならない。</p> <p>(2) 納付方法  納付書兼領収書送付依頼書（以下「依頼書」という。）に必要事項を記入し、下記アの提出先にファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。また、依頼書に記載された依頼者の住所に着払いの宅配便により送付する納付書兼領収書により納付すること、なお、依頼書を持参した場合は、受理しない。</p> <p>ア 提出先  〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号</p>

	<p>埼玉県道路公社 企画担当  電話 048-822-8073  ファクシミリ 048-822-8082</p> <p>イ 依頼書提出期限  令和2年2月21日(金) 午前9時から  令和2年3月10日(火) 午後4時まで</p> <p>ウ 納付期限  令和2年3月23日(月)</p> <p>(3) 納付書の確認  金融機関の出納済印を受けた納付書兼領収書の写しを下記アの提出先に  ファクシミリにより提出するとともに、電話で着信確認を行うこと。</p> <p>ア 提出先  〒330-0074 埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号  埼玉県道路公社 企画担当  電話 048-822-8073  ファクシミリ 048-822-8082</p> <p>イ 提出期限  令和2年3月23日(月) 午後4時まで</p> <p>(4) 次のとおり有価証券等を担保として持参(下記12(4)ア(ウ)にあっては  保証金額)と同額とする。</p> <p>ア 対象となる有価証券等  (ア) 利付国債  (イ) 埼玉県債  (ウ) 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭  和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。以下同じ。)の保証</p> <p>イ 提出先  利付国債及び埼玉県債については上記12(2)アの提出先に、銀行等の保  証については上記12(3)アの提出先にそれぞれ指定した方法により提出す  ること。</p> <p>ウ 提出期限  令和2年3月23日(月) 午後4時まで</p> <p>(5) 次のいずれかに該当する者は、入札保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 保険会社との間に埼玉県道路公社を被保険者とする入札保証保険契約  を締結し、その保険証券その保険証券を郵送又は信書便により上記12(3)  アの提出先に同12(3)イに示す期限までに提出した者  なお、保険証券を持参した者場合は受理しない。</p> <p>イ 銀行等又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭  和27年法律第184号)第2条第4項の保証事業会社をいう。以下同じ。)と  の間に契約保証の予約を締結し、当該契約保証予約証書を郵送又は信書便  により上記12(3)アの提出先に同12(3)イに示す期限までに提出した者。  なお、契約保証予約証書を持参した場合は受理しない。</p> <p>(6) 入札保証又は入札保証保険の期間は、入札書提出日から令和2年4月1  5日(水)までの期間を含むこと。</p> <p>(7) 落札者以外の入札保証金は、入札終了後還付するので、納付書兼領収書  等により入札保証金を納付した者は、あらかじめ振込先、口座番号等を記  載した請求書を用意すること。なお、落札者がその責めに帰すべき理由に  より契約を締結しないときは、入札保証金は、還付しない。また、落札者  に係る当該入札保証金は、当該落札者が納付すべき契約保証金に充当す  る。</p>
13 契約保証金	(1) 落札者は、契約金額の10分の1以上(当該金額に1円未満の端数があ

	<p>るときは、その端数を切り上げた金額)の契約保証金(入札保証金を納付したときは、その差額)を納付しなければならない。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合の契約保証金の額は、低入札要領第17条第5号の規定に基づき、契約金額の10分の3以上とする。</p> <p>(2) 次に掲げる有価証券等を担保として提供することにより、契約保証金の納付に代えることができる。なお、その価値は、債権金額(ウにあっては、保証金額)と同額とする。</p> <p>ア 利付国債 イ 埼玉県債 ウ 銀行等(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条の金融機関をいう。)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項の保証事業会社をいう。)の保証</p> <p>(3) 次のいずれかに該当する者については、契約保証金の納付を免除する。</p> <p>ア 保険会社との間に埼玉県道路公社を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者 イ 保険会社、銀行、農林中央金庫その他知事が指定する金融機関と埼玉県道路公社を債権者とする工事履行保証契約を締結した者</p> <p>(4) 契約保証金は、契約の履行後、契約者から請求書の提出を受けることにより、還付する。ただし、請負者がその責めに帰すべき理由により契約上の義務を履行しないときの契約保証金は還付しない。</p>
14 支払条件	
(1) 前金払	<p>する(その額は、会計年度ごとに各会計年度の支払限度額の40%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。ただし、低入札価格調査を経て契約する場合のその額は、会計年度ごとに各会計年度の支払限度額の20%以内とし、1万円未満の端数は切り捨てる。)</p>
(2) 中間前金払	しない。
(3) 部分払	する。
(4) 各会計年度の支払限度額	<p>令和元年度 なし 令和2年度 契約金額の概ね2割 令和3年度 契約金額の概ね6割 令和4年度 契約金額の概ね2割</p> <p>表示した割合は、設計金額に対する割合であるため、契約時の割合は落札金額により変動する。</p>
15 現場説明会	開催しない。
16 入札に関する注意事項	
(1) 入札の執行	<p>ア 入札前に、入札参加者から競争参加資格確認申請書の写しを提出してもらい、参加資格者であることを確認する。</p> <p>イ 入札に参加する者の数が1者であるときは、入札を執行しない。ただし、次の各号に掲げるときに、入札参加者の数が1者になった場合はこの限りでない。</p> <p>(ア) 再度入札のとき (イ) 入札参加資格の審査の結果、参加資格を満たしていない者がした入札を無効としたとき (ウ) 複数の者から技術資料が提出されたとき</p>
(2) 入札書に記載する金額	<p>落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、</p>

	見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 提出書類	ア 発注者が様式を指定した入札金額見積内訳書を初度入札の入札書提出の際に添付すること。 イ 落札者は落札決定後、課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。
(4) 入札回数	ア 再度入札は、3回までとする。 イ 初度入札に参加しない者は、再度入札に参加することができない。 ウ 再度入札に参加しない者は、それ以降の再度入札に参加することができない。
(5) 不調時の取り扱い	ア 再度入札によっても、予定価格の制限の範囲内で入札を行った者又は予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札を行った者（以下「落札候補者」という。）がない場合は、随意契約によることができるものとする。 イ 前項による随意契約は、当該入札参加者の中から希望する者にその旨を告知して行うものとする。
(6) 入札の辞退	入札参加者が入札を辞退する旨を申し出た場合は、次の各号に掲げるところにより取り扱うものとする。 ア 入札執行前であつては、入札辞退届けを提出させる。 イ 入札執行中であつては入札辞退届又はその旨を明記した入札書を直接提出させる。
(7) 独占禁止法など関係法令の遵守	入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54条）等に違反する行為を行ってはならない。
(8) くじによる落札候補者の決定	落札候補者とすべき同額の入札をした者が2者以上いるときは、くじにより落札候補者を決定する。
(9) 入札の無効	次のいずれかに該当する入札は、無効とする。 ア 競争参加資格確認申請書（写）を提出しない者がした入札 イ 入札者の押印のない入札書による入札 ウ 記載事項を訂正した場合においては、その箇所に押印のない入札書による入札 エ 金額の訂正のある入札書による入札 オ 押印された印影が明らかでない入札書による入札 カ 入札に参加する資格のない者がした入札 キ 記載した事項が明らかでない入札書による入札 ク 代理人で委任状を提出しない者がした入札 ケ 他人の代理を兼ねた者がした入札 コ 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札 サ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札 シ 2通以上の入札書を提出した者がした入札又は2以上の者の代理をした者がした入札 ス 明らかに連合によると認められる入札 セ 虚偽の競争参加資格確認申請書（写）を提出した者がした入札 ソ 参加資格審査のための指示に落札候補者が従わないとき、当該落札候補者のした入札 タ 10（9）ケにより本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と関連がある者が行った入札 チ 同族企業が同一入札に参加した場合の同族企業同士が行った入札 ツ その他公告に示す事項に反した者がした入札
17 その他	(1) 提出された一般競争入札参加資格等確認申請書及び確認書類は返却しない。 (2) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。



	<p>と。</p> <p>(3) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等（質問回答書を含む）、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。</p> <p>(4) この公告、設計図書等に関する事項については、質問回答書の記載内容を優先するので、入札参加の際は、必ず質問回答書を確認すること。</p> <p>(5) この入札及び契約においては、消費税及び地方消費税の合計税率 10%を適用する。</p> <p>このため埼玉県道路公社のホームページ等で公表している入札・契約事務関係文書(要綱)における消費税及び地方消費税の合計税率 8%を 10%として読み替えて適用する。</p>
18 問い合わせ先	<p>〒330-0074埼玉県さいたま市浦和区北浦和5丁目6番5号  埼玉県道路公社 企画担当  電話 048-822-8073  ファクシミリ 048-822-8082  メールアドレス <a href="mailto:road@tollroad-saitama.or.jp">road@tollroad-saitama.or.jp</a></p> <p>【総合評価方式に係る入札説明書に関する問い合わせ先】  埼玉県道路公社 吉川分室 電話 048-940-6818</p>